

お知らせ
information

2021

11

8020教室のご案内

11月8日～14日は「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」です。
この機会にお口の中の状態を確認してみませんか。
※予約制です。
対象／成人の方
料金／無料

内容／歯科医師等による歯科相談
会場／保健福祉センター

日時／
・11月10日(水)
・令和4年1月12日(水)
お問い合わせ／市健康づくり課健康推進グループ
☎23・4000

市内幼稚園の園児を募集します

市内各幼稚園では、令和4年度入園者を募集します。
※各園とも、11月15日(月)9時から願書を発行し、11月16日(火)9時から願書の受付を開始します。
お問い合わせ／市こども課育成グループ
☎23・6530

私立幼稚園園児募集

幼稚園名 住所・問い合わせ	募集園児数		
	3歳児	4歳児	5歳児
稚内幼稚園 宝来2丁目8番17号 ☎23-5180	20名	10名	若干名
稚内大谷幼稚園 中央2丁目16番12号 ☎22-2530	12名	若干名	
稚内ひかり幼稚園 緑4丁目5番32号 ☎23-2315	20名	5名	5名
稚内富岡幼稚園 富岡4丁目18番5号 ☎32-7153	25名	5名	5名
認定こども園稚内鈴蘭幼稚園・保育園 港3丁目6番12号 ☎23-3237	28名	14名	2名

※「3歳児」には「満3歳児」を含みます。申し込み方法などの詳細は、各幼稚園にお問い合わせください。

保育所の入所児童を募集します

令和4年4月1日からの保育所の入所児童を募集します。
虐待やDVのおそれがあることなど

保育所とは、就労や病気など、次の事由のため、家庭で保育のできない保護者に代わって、就学前のお子さんを保育する施設です。
保育の必要な事由／
・就労(目安として1ヶ月の就労時間が60時間以上であること)
・妊娠、出産
・保護者の疾病、障がい
・同居親族等の介護、看護
・災害復旧
・求職活動(起業準備を含む)
・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

申請書の配布について
11月15日(月)から
配布開始
配布場所／
市役所1階こども課及び各保育所(園)

保育所入所児童募集

経営	保育所名	募集人数					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	白樺保育所 潮見1丁目1番10号 ☎33-4558	12名	6名	若干名			
	富岡保育園 富岡4丁目18番6号 ☎32-2727	6名	5名	若干名			
私立	もぐもぐ保育園 宝来2丁目8番17号 ☎23-5180	/		5名	若干名		
	オアシス保育園 中央2丁目16番12号 ☎23-6321			6名	6名	若干名	
	きらきら保育園 緑4丁目5番32号 ☎23-2315	6名	5名	若干名			
	認定こども園稚内鈴蘭幼稚園・保育園 港3丁目6番12号 ☎23-3237	6名	12名	12名	15名	15名	15名

※これからの入退所の状況によっては、募集人数が増減する場合があります。

市税・使用料等の納め忘れはありませんか？

市では、10月から12月までを「滞納整理特別強化月間」として、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。
すでに納期が経過して未納となっている税金等には、延滞金がかかります。
納付または連絡のない方は、10月からは、勤務先への給与や、各金融機関等へ預貯金調査等の財産調査を実施して、差し押さえを執行することになります。
なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

- 《税金等の種類》
- ① 市税
 - ② 国民健康保険税
 - ③ 介護保険料
 - ④ 後期高齢者医療保険料
 - ⑤ 保育料
 - ⑥ 学童保育料
 - ⑦ 学校給食費
 - ⑧ 市営住宅使用料
 - ⑨ 市営住宅駐車場使用料
 - ⑩ 土地貸付料
 - ⑪ 建物貸付料
 - ⑫ し尿処理手数料

平日に納税相談ができない方は…
休日も納税相談を行いますので、事前にご連絡ください。
口座振替が便利です
口座振替の申し込みは、通帳と印鑑を持参し、ご利用の金融機関または市税務課にお申し出ください。

問い合わせ／
市税等(①②)は…市税務課納税・管理グループ
☎23・6395
使用料等(③④⑤)は…市税務課税外グループ
☎23・6396

セルフメディケーション税制が5年間延長されました！

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が、令和8年12月31日まで延長されました。
この延長により、所得税では令和8年分まで、市・道民税では令和9年度まで、医療費控除の特例を受けることができます。

※詳しくは、国税庁や厚生労働省のホームページでご確認ください。

問い合わせ／市税務課市民税グループ
☎23-6392

みんなチェック！最低賃金
北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生など、働くすべての人)及びその使用者に適用される北海道最低賃金が、次のとおり改定されました。

最低賃金額
時間額 889円
(効力発生年月日 令和3年10月1日)

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署)